

令和8年9月15日

第2回青森県障がい者施策推進協議会

資料3－1

当日配付資料

第5次青森県障がい者計画等の策定方針について

青森県健康医療福祉部障がい福祉課

1 計画改定の趣旨

- 第4次青森県障がい者計画・青森県障がい福祉サービス実施計画(第7期計画)がともに令和8年度で期間満了。
- 新条例の制定に伴い、条例の枠組みに沿った施策体系への再編が必要。
- 令和6年4月の改正差別解消法施行(合理的配慮の義務化)等、関係法令改正等への対応が必要。

2 計画の位置づけ

- 障害者基本法に基づく都道府県障害者計画として位置付け、あわせて障害者総合支援法・児童福祉法に基づく都道府県障害福祉計画・障害児福祉計画(障がい福祉サービス実施計画部分)を包含する計画として策定する。
- 青森県基本計画の実現を障がい者施策の視点から推進する計画として、青森県地域福祉支援計画や青森県保健医療計画等の関連計画と整合性を図る。
- この計画は、
 - ・読書バリアフリー法第8条の規定に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」
 - ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条の規定に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
 - ・難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」として位置付ける。
- 手話に関する施策の推進に関する法律(令和7年法律第78号)の趣旨を踏まえたものとする。

3 基本理念

- 新条例の基本理念と同様の内容とする方向で検討中。

(参考)第4次青森県障がい者計画の基本理念

「住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす」

4 計画期間

- 他都道府県の状況も踏まえ検討中。

5 施策の体系

- 現行の8本柱から新条例の構成に即し、障がい及び障がい者に対する理解促進等に関する取組として3施策、障がい者の自立や社会参加に向けた取組として9施策の合計12施策へ再編する。

1 障がい及び障がい者に対する理解促進等に関する取組

(1)
障がい及び障がい者に対する理解促進及び普及啓発

(2)
障がいを理由とする差別の禁止及び差別の解消

(3)
合理的な配慮の提供

2 障がい者の自立や社会参加に向けた取組

(1)
生活支援の充実

(2)
生活環境の充実

(3)
情報アクセシビリティの保障並びに
コミュニケーション手段の充実及び
選択の保障

(4)
災害時における支援

(5)
医療等を要する障がい者への
支援

(6)
教育の支援体制の整備及び
充実等

(7)
雇用及び就労の促進

(8)
障がい者スポーツの推進

(9)
文化芸術活動の推進

- 現行の国計画「障害者基本計画(第5次)」で示している下記の項目について、新計画への追記を検討する。

分 野	項 目
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	行政情報のアクセシビリティの向上
行政等における配慮の充実	選挙等における配慮等
	行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
	国家資格に関する配慮等
教育の振興	高等教育における障害学生支援の推進

6 策定スケジュール

9/15
第2回協議会

計画素案たたき台
について意見聴取

庁内関係課
照会

計画素案たたき台・
条例案について照会

計画案
取りまとめ

協議会意見と庁内関係課の
照会結果を反映

11/17
第3回協議会

サービス見込量・成果目標等を
追加した計画案について意見聴取

パブコメ
・議会

- 本協議会における御意見及び今後実施する庁内関係課照会により、本協議会の資料3-2(素案たたき台)を更新し計画案を作成。
- 11/17開催の第3回協議会において、サービス見込量・成果目標等を追加した計画案について御意見をいただく。